

「相模原市公契約条例の手引」別冊

相模原市労働報酬下限額

令和8年4月

相模原市

平成24年度労働報酬下限額（対象工事請負契約）一覧

No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	1,992	18	さく岩工	2,060	35	左官	2,015
2	普通作業員	1,620	19	トンネル特殊工	2,138	36	配管工	1,890
3	軽作業員	1,193	20	トンネル作業員	1,845	37	はつり工	1,935
4	造園工	1,733	21	トンネル世話役	2,430	38	防水工	2,003
5	法面工	1,902	22	橋りょう特殊工	2,273	39	板金工	1,992
6	とび工	2,082	23	橋りょう塗装工	2,363	40	タイル工	2,060
7	石工	2,160	24	橋りょう世話役	2,555	41	サッシ工	1,857
8	ブロック工	2,127	25	土木一般世話役	2,195	42	屋根ふき工	1,680
9	電工	1,980	26	高級船員	2,543	43	内装工	1,970
10	鉄筋工	1,992	27	普通船員	1,980	44	ガラス工	1,868
11	鉄骨工	1,970	28	潜水士	3,083	45	建具工	1,902
12	塗装工	2,150	29	潜水連絡員	2,082	46	ダクト工	1,755
13	溶接工	2,375	30	潜水送気員	2,060	47	保温工	1,857
14	運転手（特殊）	2,025	31	山林砂防工	2,262	48	建築ブロック工	1,935
15	運転手（一般）	1,722	32	軌道工	3,353	49	設備機械工	1,935
16	潜かん工	2,330	33	型わく工	1,992	50	交通誘導員A	1,080
17	潜かん世話役	2,768	34	大工	2,025	51	交通誘導員B	957

※ 公共工事設計労務単価の基礎となる公共事業労務費調査において、対象外として取り扱われる以下の労働者については、51職種に分類せず、対象業務委託契約に適用する以下の労働報酬下限額と同額となります。

- ① 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者
- ② 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者

平成24年度労働報酬下限額（対象業務委託契約等）

労働報酬下限額：885円

平成25年度労働報酬下限額（対象工事請負契約）一覧

No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	2,352	18	さく岩工	2,442	35	左官	2,430
2	普通作業員	1,992	19	トンネル特殊工	2,532	36	配管工	2,138
3	軽作業員	1,407	20	トンネル作業員	2,183	37	はつり工	2,397
4	造園工	2,060	21	トンネル世話役	2,892	38	防水工	2,475
5	法面工	2,340	22	橋りょう特殊工	2,690	39	板金工	2,465
6	とび工	2,475	23	橋りょう塗装工	2,802	40	タイル工	2,442
7	石工	2,577	24	橋りょう世話役	3,027	41	サッシ工	2,285
8	ブロック工	2,430	25	土木一般世話役	2,510	42	屋根ふき工	1,584
9	電工	2,240	26	高級船員	2,915	43	内装工	2,430
10	鉄筋工	2,363	27	普通船員	2,273	44	ガラス工	2,228
11	鉄骨工	2,340	28	潜水士	3,657	45	建具工	2,318
12	塗装工	2,555	29	潜水連絡員	2,475	46	ダクト工	2,048
13	溶接工	2,813	30	潜水送気員	2,442	47	保温工	2,082
14	運転手（特殊）	2,385	31	山林砂防工	2,690	48	建築ブロック工	2,133
15	運転手（一般）	2,025	32	軌道工	3,972	49	設備機械工	2,273
16	潜かん工	2,690	33	型わく工	2,363	50	交通誘導員A	1,260
17	潜かん世話役	3,195	34	大工	2,430	51	交通誘導員B	1,125

※ 公共工事設計労務単価の基礎となる公共事業労務費調査において、対象外として取り扱われる以下の労働者については、51職種に分類せず、対象業務委託契約に適用する以下の労働報酬下限額と同額となります。

- ① 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者
- ② 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者

平成25年度労働報酬下限額（対象業務委託契約等）

労働報酬下限額：885円

平成26年度労働報酬下限額（対象工事請負契約）一覧

No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	2,465	18	さく岩工	2,645	35	左官	2,633
2	普通作業員	2,127	19	トンネル特殊工	2,745	36	配管工	2,240
3	軽作業員	1,485	20	トンネル作業員	2,363	37	はつり工	2,588
4	造園工	2,160	21	トンネル世話役	3,128	38	防水工	2,678
5	法面工	2,532	22	橋りょう特殊工	2,915	39	板金工	2,667
6	とび工	2,678	23	橋りょう塗装工	3,027	40	タイル工	2,645
7	石工	2,712	24	橋りょう世話役	3,285	41	サッシ工	2,475
8	ブロック工	2,555	25	土木一般世話役	2,633	42	屋根ふき工	1,647
9	電工	2,442	26	高級船員	3,060	43	内装工	2,745
10	鉄筋工	2,555	27	普通船員	2,397	44	ガラス工	2,420
11	鉄骨工	2,532	28	潜水士	3,950	45	建具工	2,420
12	塗装工	2,768	29	潜水連絡員	2,678	46	ダクト工	2,228
13	溶接工	3,038	30	潜水送気員	2,645	47	保温工	2,250
14	運転手（特殊）	2,498	31	山林砂防工	2,847	48	建築ブロック工	2,397
15	運転手（一般）	2,127	32	軌道工	4,298	49	設備機械工	2,385
16	潜かん工	2,915	33	型わく工	2,555	50	交通誘導警備員A	1,418
17	潜かん世話役	3,443	34	大工	2,633	51	交通誘導警備員B	1,215

※ 公共工事設計労務単価の基礎となる公共事業労務費調査において、対象外として取り扱われる以下の労働者については、51職種に分類せず、対象業務委託契約に適用する以下の労働報酬下限額と同額となります。

- ① 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者
- ② 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者

平成26年度労働報酬下限額（対象業務委託契約等）

労働報酬下限額：890円

平成27年度労働報酬下限額（対象工事請負契約）一覧

No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	2,498	18	さく岩工	2,745	35	左官	2,723
2	普通作業員	2,160	19	トンネル特殊工	2,835	36	配管工	2,240
3	軽作業員	1,508	20	トンネル作業員	2,453	37	はつり工	2,532
4	造園工	2,205	21	トンネル世話役	3,230	38	防水工	2,768
5	法面工	2,610	22	橋りょう特殊工	3,015	39	板金工	2,757
6	とび工	2,768	23	橋りょう塗装工	3,140	40	タイル工	2,712
7	石工	2,757	24	橋りょう世話役	3,398	41	サッシ工	2,555
8	ブロック工	2,588	25	土木一般世話役	2,667	42	屋根ふき工	—
9	電工	2,430	26	高級船員	3,105	43	内装工	2,835
10	鉄筋工	2,633	27	普通船員	2,442	44	ガラス工	2,510
11	鉄骨工	2,610	28	潜水士	4,073	45	建具工	2,453
12	塗装工	2,858	29	潜水連絡員	2,768	46	ダクト工	2,228
13	溶接工	3,140	30	潜水送気員	2,735	47	保温工	2,330
14	運転手（特殊）	2,532	31	山林砂防工	2,870	48	建築ブロック工	—
15	運転手（一般）	2,160	32	軌道工	4,445	49	設備機械工	2,375
16	潜かん工	2,993	33	型わく工	2,633	50	交通誘導警備員A	1,463
17	潜かん世話役	3,545	34	大工	2,700	51	交通誘導警備員B	1,272

※ 公共工事設計労務単価が設定されなかった「屋根ふき工」及び「建築ブロック工」については、労働報酬下限額を設定せず、対象労働者から除外することとします。

※ 公共工事設計労務単価の基礎となる公共事業労務費調査において、対象外として取り扱われる以下の労働者については、51職種に分類せず、対象業務委託契約に適用する以下の労働報酬下限額と同額となります。

- ① 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者
- ② 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者

平成27年度労働報酬下限額（対象業務委託契約等）

労働報酬下限額：909円

平成27年度【平成28年2月から適用】労働報酬下限額（対象工事請負契約）一覧

No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	2,577	18	さく岩工	2,982	35	左官	2,825
2	普通作業員	2,228	19	トンネル特殊工	2,970	36	配管工	2,217
3	軽作業員	1,565	20	トンネル作業員	2,555	37	はつり工	2,633
4	造園工	2,183	21	トンネル世話役	3,365	38	防水工	2,870
5	法面工	2,700	22	橋りょう特殊工	3,128	39	板金工	2,858
6	とび工	2,870	23	橋りょう塗装工	3,275	40	タイル工	2,385
7	石工	2,723	24	橋りょう世話役	3,522	41	サッシ工	2,645
8	ブロック工	2,555	25	土木一般世話役	2,633	42	屋根ふき工	—
9	電工	2,408	26	高級船員	3,072	43	内装工	2,937
10	鉄筋工	2,723	27	普通船員	2,420	44	ガラス工	2,610
11	鉄骨工	2,700	28	潜水士	4,220	45	建具工	2,555
12	塗装工	2,960	29	潜水連絡員	2,870	46	ダクト工	2,205
13	溶接工	3,252	30	潜水送気員	2,835	47	保温工	2,318
14	運転手（特殊）	2,610	31	山林砂防工	2,835	48	建築ブロック工	2,465
15	運転手（一般）	2,228	32	軌道工	4,602	49	設備機械工	2,352
16	潜かん工	3,150	33	型わく工	2,723	50	交通誘導警備員A	1,520
17	潜かん世話役	3,725	34	大工	2,690	51	交通誘導警備員B	1,317

※ 公共工事設計労務単価が設定されなかった「屋根ふき工」については、労働報酬下限額を設定せず、対象労働者から除外することとします。

※ 公共工事設計労務単価の基礎となる公共事業労務費調査において、対象外として取り扱われる以下の労働者については、51職種に分類せず、対象業務委託契約に適用する以下の労働報酬下限額と同額となります。

- ① 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者
- ② 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者

平成27年度労働報酬下限額（対象業務委託契約等）

労働報酬下限額：909円

平成28年度労働報酬下限額（対象工事請負契約）一覧

No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	2,577	18	さく岩工	2,982	35	左官	2,825
2	普通作業員	2,228	19	トンネル特殊工	2,970	36	配管工	2,217
3	軽作業員	1,565	20	トンネル作業員	2,555	37	はつり工	2,633
4	造園工	2,183	21	トンネル世話役	3,365	38	防水工	2,870
5	法面工	2,700	22	橋りょう特殊工	3,128	39	板金工	2,858
6	とび工	2,870	23	橋りょう塗装工	3,275	40	タイル工	2,385
7	石工	2,723	24	橋りょう世話役	3,522	41	サッシ工	2,645
8	ブロック工	2,555	25	土木一般世話役	2,633	42	屋根ふき工	—
9	電工	2,408	26	高級船員	3,072	43	内装工	2,937
10	鉄筋工	2,723	27	普通船員	2,420	44	ガラス工	2,610
11	鉄骨工	2,700	28	潜水士	4,220	45	建具工	2,555
12	塗装工	2,960	29	潜水連絡員	2,870	46	ダクト工	2,205
13	溶接工	3,252	30	潜水送気員	2,835	47	保温工	2,318
14	運転手（特殊）	2,610	31	山林砂防工	2,835	48	建築ブロック工	2,465
15	運転手（一般）	2,228	32	軌道工	4,602	49	設備機械工	2,352
16	潜かん工	3,150	33	型わく工	2,723	50	交通誘導警備員A	1,520
17	潜かん世話役	3,725	34	大工	2,690	51	交通誘導警備員B	1,317

※ 公共工事設計労務単価が設定されなかった「屋根ふき工」については、労働報酬下限額を設定せず、対象労働者から除外することとします。

※ 公共工事設計労務単価の基礎となる公共事業労務費調査において、対象外として取り扱われる以下の労働者については、51職種に分類せず、対象業務委託契約に適用する以下の労働報酬下限額と同額となります。

- ① 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者
- ② 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者

平成28年度労働報酬下限額（対象業務委託契約等）

労働報酬下限額：927円

平成28年度【平成28年10月から適用】労働報酬下限額（対象工事請負契約）一覧

No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	2,577	18	さく岩工	2,982	35	左官	2,825
2	普通作業員	2,228	19	トンネル特殊工	2,970	36	配管工	2,217
3	軽作業員	1,565	20	トンネル作業員	2,555	37	はつり工	2,633
4	造園工	2,183	21	トンネル世話役	3,365	38	防水工	2,870
5	法面工	2,700	22	橋りょう特殊工	3,128	39	板金工	2,858
6	とび工	2,870	23	橋りょう塗装工	3,275	40	タイル工	2,385
7	石工	2,723	24	橋りょう世話役	3,522	41	サッシ工	2,645
8	ブロック工	2,555	25	土木一般世話役	2,633	42	屋根ふき工	—
9	電工	2,408	26	高級船員	3,072	43	内装工	2,937
10	鉄筋工	2,723	27	普通船員	2,420	44	ガラス工	2,610
11	鉄骨工	2,700	28	潜水士	4,220	45	建具工	2,555
12	塗装工	2,960	29	潜水連絡員	2,870	46	ダクト工	2,205
13	溶接工	3,252	30	潜水送気員	2,835	47	保温工	2,318
14	運転手（特殊）	2,610	31	山林砂防工	2,835	48	建築ブロック工	2,465
15	運転手（一般）	2,228	32	軌道工	4,602	49	設備機械工	2,352
16	潜かん工	3,150	33	型わく工	2,723	50	交通誘導警備員A	1,520
17	潜かん世話役	3,725	34	大工	2,690	51	交通誘導警備員B	1,317

※ 公共工事設計労務単価が設定されなかった「屋根ふき工」については、労働報酬下限額を設定せず、対象労働者から除外することとします。

※ 公共工事設計労務単価の基礎となる公共事業労務費調査において、対象外として取り扱われる以下の労働者については、51職種に分類せず、対象業務委託契約に適用する以下の労働報酬下限額と同額となります。

- ① 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者
- ② 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者

平成28年度【平成28年10月から適用】労働報酬下限額（対象業務委託契約等）

労働報酬下限額：934円

平成28年度【平成29年3月から適用】労働報酬下限額（対象工事請負契約）一覧

No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	2,565	18	さく岩工	3,038	35	左官	2,870
2	普通作業員	2,217	19	トンネル特殊工	3,173	36	配管工	2,262
3	軽作業員	1,553	20	トンネル作業員	2,600	37	はつり工	2,678
4	造園工	2,205	21	トンネル世話役	3,420	38	防水工	2,925
5	法面工	2,745	22	橋りょう特殊工	3,185	39	板金工	2,903
6	とび工	2,925	23	橋りょう塗装工	3,330	40	タイル工	2,430
7	石工	2,892	24	橋りょう世話役	3,590	41	サッシ工	2,690
8	ブロック工	2,667	25	土木一般世話役	2,667	42	屋根ふき工	—
9	電工	2,453	26	高級船員	3,105	43	内装工	2,993
10	鉄筋工	2,768	27	普通船員	2,453	44	ガラス工	2,655
11	鉄骨工	2,745	28	潜水士	4,298	45	建具工	2,600
12	塗装工	3,015	29	潜水連絡員	2,925	46	ダクト工	2,250
13	溶接工	3,308	30	潜水送気員	2,880	47	保温工	2,363
14	運転手（特殊）	2,600	31	山林砂防工	2,870	48	建築ブロック工	2,510
15	運転手（一般）	2,217	32	軌道工	4,680	49	設備機械工	2,397
16	潜かん工	3,207	33	型わく工	2,768	50	交通誘導警備員A	1,553
17	潜かん世話役	3,792	34	大工	2,735	51	交通誘導警備員B	1,350

※ 公共工事設計労務単価が設定されなかった「屋根ふき工」については、労働報酬下限額を設定せず、対象労働者から除外することとします。

※ 公共工事設計労務単価の基礎となる公共事業労務費調査において、対象外として取り扱われる以下の労働者については、51職種に分類せず、対象業務委託契約に適用する以下の労働報酬下限額と同額となります。

- ① 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者
- ② 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者

平成28年度【平成28年10月から適用】労働報酬下限額（対象業務委託契約等）

労働報酬下限額：934円

平成29年度労働報酬下限額（対象工事請負契約）一覧

No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	2,565	18	さく岩工	3,038	35	左官	2,870
2	普通作業員	2,217	19	トンネル特殊工	3,173	36	配管工	2,262
3	軽作業員	1,553	20	トンネル作業員	2,600	37	はつり工	2,678
4	造園工	2,205	21	トンネル世話役	3,420	38	防水工	2,925
5	法面工	2,745	22	橋りょう特殊工	3,185	39	板金工	2,903
6	とび工	2,925	23	橋りょう塗装工	3,330	40	タイル工	2,430
7	石工	2,892	24	橋りょう世話役	3,590	41	サッシ工	2,690
8	ブロック工	2,667	25	土木一般世話役	2,667	42	屋根ふき工	—
9	電工	2,453	26	高級船員	3,105	43	内装工	2,993
10	鉄筋工	2,768	27	普通船員	2,453	44	ガラス工	2,655
11	鉄骨工	2,745	28	潜水士	4,298	45	建具工	2,600
12	塗装工	3,015	29	潜水連絡員	2,925	46	ダクト工	2,250
13	溶接工	3,308	30	潜水送気員	2,880	47	保温工	2,363
14	運転手（特殊）	2,600	31	山林砂防工	2,870	48	建築ブロック工	2,510
15	運転手（一般）	2,217	32	軌道工	4,680	49	設備機械工	2,397
16	潜かん工	3,207	33	型わく工	2,768	50	交通誘導警備員A	1,553
17	潜かん世話役	3,792	34	大工	2,735	51	交通誘導警備員B	1,350

※ 公共工事設計労務単価が設定されなかった「屋根ふき工」については、労働報酬下限額を設定せず、対象労働者から除外することとします。

※ 公共工事設計労務単価の基礎となる公共事業労務費調査において、対象外として取り扱われる以下の労働者については、51職種に分類せず、対象業務委託契約に適用する以下の労働報酬下限額と同額となります。

- ① 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者
- ② 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者

平成29年度労働報酬下限額（対象業務委託契約等）

労働報酬下限額：962円

平成29年度【平成29年3月から適用】労働報酬下限額（対象工事請負契約）一覧

No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	2,633	18	さく岩工	3,095	35	左官	2,925
2	普通作業員	2,273	19	トンネル特殊工	3,398	36	配管工	2,318
3	軽作業員	1,598	20	トンネル作業員	2,645	37	はつり工	2,723
4	造園工	2,285	21	トンネル世話役	3,555	38	防水工	2,982
5	法面工	2,790	22	橋りょう特殊工	3,240	39	板金工	2,960
6	とび工	2,982	23	橋りょう塗装工	3,387	40	タイル工	2,487
7	石工	3,005	24	橋りょう世話役	3,657	41	サッシ工	2,735
8	ブロック工	2,768	25	土木一般世話役	2,768	42	屋根ふき工	—
9	電工	2,510	26	高級船員	3,218	43	内装工	3,050
10	鉄筋工	2,813	27	普通船員	2,543	44	ガラス工	2,700
11	鉄骨工	2,790	28	潜水士	4,377	45	建具工	2,645
12	塗装工	3,072	29	潜水連絡員	2,982	46	ダクト工	2,307
13	溶接工	3,365	30	潜水送気員	2,937	47	保温工	2,420
14	運転手（特殊）	2,667	31	山林砂防工	2,970	48	建築ブロック工	2,565
15	運転手（一般）	2,273	32	軌道工	4,770	49	設備機械工	2,453
16	潜かん工	3,263	33	型わく工	2,813	50	交通誘導警備員A	1,587
17	潜かん世話役	3,860	34	大工	2,780	51	交通誘導警備員B	1,385

※ 公共工事設計労務単価が設定されなかった「屋根ふき工」については、労働報酬下限額を設定せず、対象労働者から除外することとします。

※ 公共工事設計労務単価の基礎となる公共事業労務費調査において、対象外として取り扱われる以下の労働者については、51職種に分類せず、対象業務委託契約に適用する以下の労働報酬下限額と同額となります。

- ① 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者
- ② 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者

平成29年度労働報酬下限額（対象業務委託契約等）

労働報酬下限額：962円

平成30年度労働報酬下限額（対象工事請負契約）一覧

No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	2,633	18	さく岩工	3,095	35	左官	2,925
2	普通作業員	2,273	19	トンネル特殊工	3,398	36	配管工	2,318
3	軽作業員	1,598	20	トンネル作業員	2,645	37	はつり工	2,723
4	造園工	2,285	21	トンネル世話役	3,555	38	防水工	2,982
5	法面工	2,790	22	橋りょう特殊工	3,240	39	板金工	2,960
6	とび工	2,982	23	橋りょう塗装工	3,387	40	タイル工	2,487
7	石工	3,005	24	橋りょう世話役	3,657	41	サッシ工	2,735
8	ブロック工	2,768	25	土木一般世話役	2,768	42	屋根ふき工	—
9	電工	2,510	26	高級船員	3,218	43	内装工	3,050
10	鉄筋工	2,813	27	普通船員	2,543	44	ガラス工	2,700
11	鉄骨工	2,790	28	潜水士	4,377	45	建具工	2,645
12	塗装工	3,072	29	潜水連絡員	2,982	46	ダクト工	2,307
13	溶接工	3,365	30	潜水送気員	2,937	47	保温工	2,420
14	運転手（特殊）	2,667	31	山林砂防工	2,970	48	建築ブロック工	2,565
15	運転手（一般）	2,273	32	軌道工	4,770	49	設備機械工	2,453
16	潜かん工	3,263	33	型わく工	2,813	50	交通誘導警備員A	1,587
17	潜かん世話役	3,860	34	大工	2,780	51	交通誘導警備員B	1,385

※ 公共工事設計労務単価が設定されなかった「屋根ふき工」については、労働報酬下限額を設定せず、対象労働者から除外することとします。

※ 公共工事設計労務単価の基礎となる公共事業労務費調査において、対象外として取り扱われる以下の労働者については、51職種に分類せず、対象業務委託契約に適用する以下の労働報酬下限額と同額となります。

- ① 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者
- ② 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者

平成30年度労働報酬下限額（対象業務委託契約等）

労働報酬下限額：1,000円

平成30年度【平成31年3月から適用】労働報酬下限額（対象工事請負契約）一覧

No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	2,745	18	さく岩工	3,330	35	左官	2,993
2	普通作業員	2,375	19	トンネル特殊工	3,477	36	配管工	2,442
3	軽作業員	1,665	20	トンネル作業員	2,700	37	はつり工	2,790
4	造園工	2,330	21	トンネル世話役	3,635	38	防水工	3,050
5	法面工	2,858	22	橋りょう特殊工	3,320	39	板金工	3,027
6	とび工	3,050	23	橋りょう塗装工	3,465	40	タイル工	—
7	石工	3,060	24	橋りょう世話役	3,735	41	サッシ工	2,802
8	ブロック工	2,825	25	土木一般世話役	2,825	42	屋根ふき工	—
9	電工	2,645	26	高級船員	3,275	43	内装工	3,117
10	鉄筋工	2,880	27	普通船員	2,588	44	ガラス工	2,768
11	鉄骨工	2,858	28	潜水士	4,478	45	建具工	2,700
12	塗装工	3,140	29	潜水連絡員	3,050	46	ダクト工	2,430
13	溶接工	3,443	30	潜水送気員	3,005	47	保温工	2,543
14	運転手（特殊）	2,780	31	山林砂防工	3,027	48	建築ブロック工	—
15	運転手（一般）	2,375	32	軌道工	4,883	49	設備機械工	2,588
16	潜かん工	3,342	33	型わく工	2,880	50	交通誘導警備員A	1,700
17	潜かん世話役	3,950	34	大工	2,847	51	交通誘導警備員B	1,485

※ 公共工事設計労務単価が設定されなかった「タイル工」、「屋根ふき工」及び「建築ブロック工」については、労働報酬下限額を設定せず、対象労働者から除外することとします。

※ 公共工事設計労務単価の基礎となる公共事業労務費調査において、対象外として取り扱われる以下の労働者については、51職種に分類せず、対象業務委託契約に適用する以下の労働報酬下限額と同額となります。

- ① 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者
- ② 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者

平成30年度労働報酬下限額（対象業務委託契約等）

労働報酬下限額：1,000円

平成31年度労働報酬下限額（対象工事請負契約）一覧

No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	2,745	18	さく岩工	3,330	35	左官	2,993
2	普通作業員	2,375	19	トンネル特殊工	3,477	36	配管工	2,442
3	軽作業員	1,665	20	トンネル作業員	2,700	37	はつり工	2,790
4	造園工	2,330	21	トンネル世話役	3,635	38	防水工	3,050
5	法面工	2,858	22	橋りょう特殊工	3,320	39	板金工	3,027
6	とび工	3,050	23	橋りょう塗装工	3,465	40	タイル工	—
7	石工	3,060	24	橋りょう世話役	3,735	41	サッシ工	2,802
8	ブロック工	2,825	25	土木一般世話役	2,825	42	屋根ふき工	—
9	電工	2,645	26	高級船員	3,275	43	内装工	3,117
10	鉄筋工	2,880	27	普通船員	2,588	44	ガラス工	2,768
11	鉄骨工	2,858	28	潜水士	4,478	45	建具工	2,700
12	塗装工	3,140	29	潜水連絡員	3,050	46	ダクト工	2,430
13	溶接工	3,443	30	潜水送気員	3,005	47	保温工	2,543
14	運転手（特殊）	2,780	31	山林砂防工	3,027	48	建築ブロック工	—
15	運転手（一般）	2,375	32	軌道工	4,883	49	設備機械工	2,588
16	潜かん工	3,342	33	型わく工	2,880	50	交通誘導警備員A	1,700
17	潜かん世話役	3,950	34	大工	2,847	51	交通誘導警備員B	1,485

※ 公共工事設計労務単価が設定されなかった「タイル工」、「屋根ふき工」及び「建築ブロック工」については、労働報酬下限額を設定せず、対象労働者から除外することとします。

※ 公共工事設計労務単価の基礎となる公共事業労務費調査において、対象外として取り扱われる以下の労働者については、51職種に分類せず、対象業務委託契約に適用する以下の労働報酬下限額と同額となります。

- ① 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者
- ② 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者

平成31年度労働報酬下限額（対象業務委託契約等）

労働報酬下限額：1,029円

平成31年度【令和2年3月から適用】労働報酬下限額（対象工事請負契約）一覧

No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	2,802	18	さく岩工	3,365	35	左官	3,027
2	普通作業員	2,420	19	トンネル特殊工	3,680	36	配管工	2,442
3	軽作業員	1,700	20	トンネル作業員	2,735	37	はつり工	2,825
4	造園工	2,330	21	トンネル世話役	3,792	38	防水工	3,095
5	法面工	2,892	22	橋りょう特殊工	3,353	39	板金工	3,060
6	とび工	3,095	23	橋りょう塗装工	3,510	40	タイル工	—
7	石工	3,072	24	橋りょう世話役	3,792	41	サッシ工	2,835
8	ブロック工	2,825	25	土木一般世話役	2,825	42	屋根ふき工	—
9	電工	2,645	26	高級船員	3,285	43	内装工	3,162
10	鉄筋工	2,915	27	普通船員	2,600	44	ガラス工	2,802
11	鉄骨工	2,892	28	潜水士	4,535	45	建具工	2,735
12	塗装工	3,185	29	潜水連絡員	3,095	46	ダクト工	2,430
13	溶接工	3,488	30	潜水送気員	3,038	47	保温工	2,555
14	運転手（特殊）	2,835	31	山林砂防工	3,027	48	建築ブロック工	—
15	運転手（一般）	2,420	32	軌道工	4,940	49	設備機械工	2,588
16	潜かん工	3,375	33	型わく工	2,915	50	交通誘導警備員A	1,733
17	潜かん世話役	3,995	34	大工	2,880	51	交通誘導警備員B	1,520

※ 公共工事設計労務単価が設定されなかった「タイル工」、「屋根ふき工」及び「建築ブロック工」については、労働報酬下限額を設定せず、対象労働者から除外することとします。

※ 公共工事設計労務単価の基礎となる公共事業労務費調査において、対象外として取り扱われる以下の労働者については、51職種に分類せず、対象業務委託契約に適用する以下の労働報酬下限額と同額となります。

- ③ 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者
- ④ 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者

令和元年度労働報酬下限額（対象業務委託契約等）

労働報酬下限額：1,029円

令和2年度労働報酬下限額（対象工事請負契約）一覧

No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	2,802	18	さく岩工	3,365	35	左官	3,027
2	普通作業員	2,420	19	トンネル特殊工	3,680	36	配管工	2,442
3	軽作業員	1,700	20	トンネル作業員	2,735	37	はつり工	2,825
4	造園工	2,330	21	トンネル世話役	3,792	38	防水工	3,095
5	法面工	2,892	22	橋りょう特殊工	3,353	39	板金工	3,060
6	とび工	3,095	23	橋りょう塗装工	3,510	40	タイル工	—
7	石工	3,072	24	橋りょう世話役	3,792	41	サッシ工	2,835
8	ブロック工	2,825	25	土木一般世話役	2,825	42	屋根ふき工	—
9	電工	2,645	26	高級船員	3,285	43	内装工	3,162
10	鉄筋工	2,915	27	普通船員	2,600	44	ガラス工	2,802
11	鉄骨工	2,892	28	潜水士	4,535	45	建具工	2,735
12	塗装工	3,185	29	潜水連絡員	3,095	46	ダクト工	2,430
13	溶接工	3,488	30	潜水送気員	3,038	47	保温工	2,555
14	運転手（特殊）	2,835	31	山林砂防工	3,027	48	建築ブロック工	—
15	運転手（一般）	2,420	32	軌道工	4,940	49	設備機械工	2,588
16	潜かん工	3,375	33	型わく工	2,915	50	交通誘導警備員A	1,733
17	潜かん世話役	3,995	34	大工	2,880	51	交通誘導警備員B	1,520

※ 公共工事設計労務単価が設定されなかった「タイル工」、「屋根ふき工」及び「建築ブロック工」については、労働報酬下限額を設定せず、対象労働者から除外することとします。

※ 公共工事設計労務単価の基礎となる公共事業労務費調査において、対象外として取り扱われる以下の労働者については、51職種に分類せず、対象業務委託契約に適用する以下の労働報酬下限額と同額となります。

- ③ 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者
- ④ 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者

令和2年度労働報酬下限額（対象業務委託契約等）

労働報酬下限額：1,059円

令和2年度【令和3年3月から適用】労働報酬下限額（対象工事請負契約）一覧

No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	2,802	18	さく岩工	3,477	35	左官	3,027
2	普通作業員	2,430	19	トンネル特殊工	3,680	36	配管工	2,510
3	軽作業員	1,710	20	トンネル作業員	2,790	37	はつり工	2,825
4	造園工	2,375	21	トンネル世話役	3,792	38	防水工	3,095
5	法面工	2,892	22	橋りょう特殊工	3,387	39	板金工	3,140
6	とび工	3,150	23	橋りょう塗装工	3,510	40	タイル工	—
7	石工	3,072	24	橋りょう世話役	3,915	41	サッシ工	2,847
8	ブロック工	2,825	25	土木一般世話役	2,925	42	屋根ふき工	—
9	電工	2,667	26	高級船員	3,432	43	内装工	3,207
10	鉄筋工	2,915	27	普通船員	2,712	44	ガラス工	2,892
11	鉄骨工	2,892	28	潜水士	4,568	45	建具工	2,735
12	塗装工	3,285	29	潜水連絡員	3,195	46	ダクト工	2,487
13	溶接工	3,600	30	潜水送気員	3,083	47	保温工	2,555
14	運転手（特殊）	2,880	31	山林砂防工	3,027	48	建築ブロック工	—
15	運転手（一般）	2,442	32	軌道工	5,108	49	設備機械工	2,588
16	潜かん工	3,420	33	型わく工	2,948	50	交通誘導警備員A	1,745
17	潜かん世話役	4,028	34	大工	2,880	51	交通誘導警備員B	1,565

※ 公共工事設計労務単価が設定されなかった「タイル工」、「屋根ふき工」及び「建築ブロック工」については、労働報酬下限額を設定せず、対象労働者から除外することとします。

※ 公共工事設計労務単価の基礎となる公共事業労務費調査において、対象外として取り扱われる以下の労働者については、51職種に分類せず、対象業務委託契約に適用する以下の労働報酬下限額と同額となります。

- ⑤ 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者
- ⑥ 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者

令和2年度労働報酬下限額（対象業務委託契約等）

労働報酬下限額：1,059円

令和3年度労働報酬下限額（対象工事請負契約）一覧

No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	2,802	18	さく岩工	3,477	35	左官	3,027
2	普通作業員	2,430	19	トンネル特殊工	3,680	36	配管工	2,510
3	軽作業員	1,710	20	トンネル作業員	2,790	37	はつり工	2,825
4	造園工	2,375	21	トンネル世話役	3,792	38	防水工	3,095
5	法面工	2,892	22	橋りょう特殊工	3,387	39	板金工	3,140
6	とび工	3,150	23	橋りょう塗装工	3,510	40	タイル工	—
7	石工	3,072	24	橋りょう世話役	3,915	41	サッシ工	2,847
8	ブロック工	2,825	25	土木一般世話役	2,925	42	屋根ふき工	—
9	電工	2,667	26	高級船員	3,432	43	内装工	3,207
10	鉄筋工	2,915	27	普通船員	2,712	44	ガラス工	2,892
11	鉄骨工	2,892	28	潜水士	4,568	45	建具工	2,735
12	塗装工	3,285	29	潜水連絡員	3,195	46	ダクト工	2,487
13	溶接工	3,600	30	潜水送気員	3,083	47	保温工	2,555
14	運転手（特殊）	2,880	31	山林砂防工	3,027	48	建築ブロック工	—
15	運転手（一般）	2,442	32	軌道工	5,108	49	設備機械工	2,588
16	潜かん工	3,420	33	型わく工	2,948	50	交通誘導警備員A	1,745
17	潜かん世話役	4,028	34	大工	2,880	51	交通誘導警備員B	1,565

※ 公共工事設計労務単価が設定されなかった「タイル工」、「屋根ふき工」及び「建築ブロック工」については、労働報酬下限額を設定せず、対象労働者から除外することとします。

※ 公共工事設計労務単価の基礎となる公共事業労務費調査において、対象外として取り扱われる以下の労働者については、51職種に分類せず、対象業務委託契約に適用する以下の労働報酬下限額と同額となります。

- ⑤ 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者
- ⑥ 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者

令和3年度労働報酬下限額（対象業務委託契約等）

労働報酬下限額：1,059円

令和3年度【令和4年3月から適用】労働報酬下限額（対象工事請負契約）一覧

No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	2,915	18	さく岩工	3,522	35	左官	3,083
2	普通作業員	2,510	19	トンネル特殊工	3,758	36	配管工	2,577
3	軽作業員	1,710	20	トンネル作業員	2,847	37	はつり工	2,880
4	造園工	2,420	21	トンネル世話役	3,815	38	防水工	3,128
5	法面工	2,993	22	橋りょう特殊工	3,387	39	板金工	3,207
6	とび工	3,150	23	橋りょう塗装工	3,510	40	タイル工	—
7	石工	3,072	24	橋りょう世話役	3,927	41	サッシ工	2,960
8	ブロック工	2,825	25	土木一般世話役	3,038	42	屋根ふき工	—
9	電工	2,768	26	高級船員	3,432	43	内装工	3,207
10	鉄筋工	2,970	27	普通船員	2,723	44	ガラス工	2,970
11	鉄骨工	2,892	28	潜水士	4,692	45	建具工	2,735
12	塗装工	3,410	29	潜水連絡員	3,308	46	ダクト工	2,588
13	溶接工	3,600	30	潜水送気員	3,195	47	保温工	2,600
14	運転手（特殊）	2,960	31	山林砂防工	3,027	48	建築ブロック工	—
15	運転手（一般）	2,532	32	軌道工	5,300	49	設備機械工	2,622
16	潜かん工	3,500	33	型わく工	2,982	50	交通誘導警備員A	1,835
17	潜かん世話役	4,152	34	大工	2,880	51	交通誘導警備員B	1,598

※ 公共工事設計労務単価が設定されなかった「タイル工」、「屋根ふき工」及び「建築ブロック工」については、労働報酬下限額を設定せず、対象労働者から除外することとします。

※ 公共工事設計労務単価の基礎となる公共事業労務費調査において、対象外として取り扱われる以下の労働者については、51職種に分類せず、対象業務委託契約に適用する以下の労働報酬下限額と同額となります。

- ⑦ 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者
- ⑧ 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者

令和3年度労働報酬下限額（対象業務委託契約等）

労働報酬下限額：1,059円

令和4年度労働報酬下限額（対象工事請負契約）一覧

No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	2,915	18	さく岩工	3,522	35	左官	3,083
2	普通作業員	2,510	19	トンネル特殊工	3,758	36	配管工	2,577
3	軽作業員	1,710	20	トンネル作業員	2,847	37	はつり工	2,880
4	造園工	2,420	21	トンネル世話役	3,815	38	防水工	3,128
5	法面工	2,993	22	橋りょう特殊工	3,387	39	板金工	3,207
6	とび工	3,150	23	橋りょう塗装工	3,510	40	タイル工	—
7	石工	3,072	24	橋りょう世話役	3,927	41	サッシ工	2,960
8	ブロック工	2,825	25	土木一般世話役	3,038	42	屋根ふき工	—
9	電工	2,768	26	高級船員	3,432	43	内装工	3,207
10	鉄筋工	2,970	27	普通船員	2,723	44	ガラス工	2,970
11	鉄骨工	2,892	28	潜水士	4,692	45	建具工	2,735
12	塗装工	3,410	29	潜水連絡員	3,308	46	ダクト工	2,588
13	溶接工	3,600	30	潜水送気員	3,195	47	保温工	2,600
14	運転手（特殊）	2,960	31	山林砂防工	3,027	48	建築ブロック工	—
15	運転手（一般）	2,532	32	軌道工	5,300	49	設備機械工	2,622
16	潜かん工	3,500	33	型わく工	2,982	50	交通誘導警備員A	1,835
17	潜かん世話役	4,152	34	大工	2,880	51	交通誘導警備員B	1,598

※ 公共工事設計労務単価が設定されなかった「タイル工」、「屋根ふき工」及び「建築ブロック工」については、労働報酬下限額を設定せず、対象労働者から除外することとします。

※ 公共工事設計労務単価の基礎となる公共事業労務費調査において、対象外として取り扱われる以下の労働者については、51職種に分類せず、対象業務委託契約に適用する以下の労働報酬下限額と同額となります。

- ⑦ 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者
- ⑧ 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者

令和4年度労働報酬下限額（対象業務委託契約等）

労働報酬下限額：1,088円

令和4年度【令和5年3月から適用】労働報酬下限額（対象工事請負契約）一覧

No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	3,027	18	さく岩工	3,815	35	左官	3,230
2	普通作業員	2,690	19	トンネル特殊工	3,870	36	配管工	2,745
3	軽作業員	1,857	20	トンネル作業員	3,027	37	はつり工	3,072
4	造園工	2,610	21	トンネル世話役	4,107	38	防水工	3,375
5	法面工	3,218	22	橋りょう特殊工	3,522	39	板金工	3,375
6	とび工	3,375	23	橋りょう塗装工	3,522	40	タイル工	—
7	石工	3,320	24	橋りょう世話役	4,062	41	サッシ工	3,207
8	ブロック工	3,072	25	土木一般世話役	3,308	42	屋根ふき工	—
9	電工	2,982	26	高級船員	3,758	43	内装工	3,398
10	鉄筋工	3,072	27	普通船員	2,982	44	ガラス工	3,218
11	鉄骨工	2,970	28	潜水士	4,995	45	建具工	2,768
12	塗装工	3,522	29	潜水連絡員	3,590	46	ダクト工	2,813
13	溶接工	3,725	30	潜水送気員	3,455	47	保温工	2,825
14	運転手（特殊）	3,230	31	山林砂防工	3,263	48	建築ブロック工	—
15	運転手（一般）	2,690	32	軌道工	5,693	49	設備機械工	2,858
16	潜かん工	3,612	33	型わく工	3,072	50	交通誘導警備員A	2,003
17	潜かん世話役	4,478	34	大工	3,095	51	交通誘導警備員B	1,745

※ 公共工事設計労務単価が設定されなかった「タイル工」、「屋根ふき工」及び「建築ブロック工」については、労働報酬下限額を設定せず、対象労働者から除外することとします。

※ 公共工事設計労務単価の基礎となる公共事業労務費調査において、対象外として取り扱われる以下の労働者については、51職種に分類せず、対象業務委託契約に適用する以下の労働報酬下限額と同額となります。

- ① 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者
- ② 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者

令和4年度労働報酬下限額（対象業務委託契約等）

労働報酬下限額：1,088円

令和5年度労働報酬下限額（対象工事請負契約）一覧

No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	3,027	18	さく岩工	3,815	35	左官	3,230
2	普通作業員	2,690	19	トンネル特殊工	3,870	36	配管工	2,745
3	軽作業員	1,857	20	トンネル作業員	3,027	37	はつり工	3,072
4	造園工	2,610	21	トンネル世話役	4,107	38	防水工	3,375
5	法面工	3,218	22	橋りょう特殊工	3,522	39	板金工	3,375
6	とび工	3,375	23	橋りょう塗装工	3,522	40	タイル工	—
7	石工	3,320	24	橋りょう世話役	4,062	41	サッシ工	3,207
8	ブロック工	3,072	25	土木一般世話役	3,308	42	屋根ふき工	—
9	電工	2,982	26	高級船員	3,758	43	内装工	3,398
10	鉄筋工	3,072	27	普通船員	2,982	44	ガラス工	3,218
11	鉄骨工	2,970	28	潜水士	4,995	45	建具工	2,768
12	塗装工	3,522	29	潜水連絡員	3,590	46	ダクト工	2,813
13	溶接工	3,725	30	潜水送気員	3,455	47	保温工	2,825
14	運転手（特殊）	3,230	31	山林砂防工	3,263	48	建築ブロック工	—
15	運転手（一般）	2,690	32	軌道工	5,693	49	設備機械工	2,858
16	潜かん工	3,612	33	型わく工	3,072	50	交通誘導警備員A	2,003
17	潜かん世話役	4,478	34	大工	3,095	51	交通誘導警備員B	1,745

※ 公共工事設計労務単価が設定されなかった「タイル工」、「屋根ふき工」及び「建築ブロック工」については、労働報酬下限額を設定せず、対象労働者から除外することとします。

※ 公共工事設計労務単価の基礎となる公共事業労務費調査において、対象外として取り扱われる以下の労働者については、51職種に分類せず、対象業務委託契約に適用する以下の労働報酬下限額と同額となります。

- ① 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者
- ② 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者

令和5年度労働報酬下限額（対象業務委託契約等）

労働報酬下限額：1,120円

令和5年度【令和6年3月から適用】労働報酬下限額（対象工事請負契約）一覧

No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	3,207	18	さく岩工	3,995	35	左官	3,365
2	普通作業員	2,847	19	トンネル特殊工	4,230	36	配管工	2,880
3	軽作業員	1,935	20	トンネル作業員	3,297	37	はつり工	3,207
4	造園工	2,835	21	トンネル世話役	4,320	38	防水工	3,522
5	法面工	3,365	22	橋りょう特殊工	3,668	39	板金工	3,567
6	とび工	3,522	23	橋りょう塗装工	3,780	40	タイル工	—
7	石工	3,510	24	橋りょう世話役	4,230	41	サッシ工	3,365
8	ブロック工	3,252	25	土木一般世話役	3,533	42	屋根ふき工	—
9	電工	3,117	26	高級船員	4,107	43	内装工	3,567
10	鉄筋工	3,263	27	普通船員	3,308	44	ガラス工	3,365
11	鉄骨工	3,150	28	潜水士	5,210	45	建具工	2,892
12	塗装工	3,680	29	潜水連絡員	3,770	46	ダクト工	2,925
13	溶接工	3,893	30	潜水送気員	3,623	47	保温工	2,937
14	運転手（特殊）	3,375	31	山林砂防工	3,455	48	建築ブロック工	—
15	運転手（一般）	2,835	32	軌道工	5,940	49	設備機械工	2,970
16	潜かん工	3,938	33	型わく工	3,365	50	交通誘導警備員A	2,115
17	潜かん世話役	4,680	34	大工	3,230	51	交通誘導警備員B	1,868

※ 公共工事設計労務単価が設定されなかった「タイル工」、「屋根ふき工」及び「建築ブロック工」については、労働報酬下限額を設定せず、対象労働者から除外することとします。

※ 公共工事設計労務単価の基礎となる公共事業労務費調査において、対象外として取り扱われる以下の労働者については、51職種に分類せず、対象業務委託契約に適用する以下の労働報酬下限額と同額となります。

- ① 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者
- ② 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者

令和6年度労働報酬下限額（対象業務委託契約等）

労働報酬下限額：1,120円

令和6年度労働報酬下限額（対象工事請負契約）一覧

No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	3,207	18	さく岩工	3,995	35	左官	3,365
2	普通作業員	2,847	19	トンネル特殊工	4,230	36	配管工	2,880
3	軽作業員	1,935	20	トンネル作業員	3,297	37	はつり工	3,207
4	造園工	2,835	21	トンネル世話役	4,320	38	防水工	3,522
5	法面工	3,365	22	橋りょう特殊工	3,668	39	板金工	3,567
6	とび工	3,522	23	橋りょう塗装工	3,780	40	タイル工	—
7	石工	3,510	24	橋りょう世話役	4,230	41	サッシ工	3,365
8	ブロック工	3,252	25	土木一般世話役	3,533	42	屋根ふき工	—
9	電工	3,117	26	高級船員	4,107	43	内装工	3,567
10	鉄筋工	3,263	27	普通船員	3,308	44	ガラス工	3,365
11	鉄骨工	3,150	28	潜水士	5,210	45	建具工	2,892
12	塗装工	3,680	29	潜水連絡員	3,770	46	ダクト工	2,925
13	溶接工	3,893	30	潜水送気員	3,623	47	保温工	2,937
14	運転手（特殊）	3,375	31	山林砂防工	3,455	48	建築ブロック工	—
15	運転手（一般）	2,835	32	軌道工	5,940	49	設備機械工	2,970
16	潜かん工	3,938	33	型わく工	3,365	50	交通誘導警備員A	2,115
17	潜かん世話役	4,680	34	大工	3,230	51	交通誘導警備員B	1,868

※ 公共工事設計労務単価が設定されなかった「タイル工」、「屋根ふき工」及び「建築ブロック工」については、労働報酬下限額を設定せず、対象労働者から除外することとします。

※ 公共工事設計労務単価の基礎となる公共事業労務費調査において、対象外として取り扱われる以下の労働者については、51職種に分類せず、対象業務委託契約に適用する以下の労働報酬下限額と同額となります。

- ③ 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者
- ④ 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者

令和6年度労働報酬下限額（対象業務委託契約等）

労働報酬下限額：1,168円

令和7年度労働報酬下限額（対象工事請負契約）一覧

（単位：円）

No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	3,365	18	さく岩工	4,410	35	左官	3,578
2	普通作業員	2,982	19	トンネル特殊工	4,433	36	配管工	3,027
3	軽作業員	2,025	20	トンネル作業員	3,455	37	はつり工	3,353
4	造園工	2,948	21	トンネル世話役	4,523	38	防水工	3,690
5	法面工	3,522	22	橋りょう特殊工	3,848	39	板金工	3,725
6	とび工	3,680	23	橋りょう塗装工	3,950	40	タイル工	3,027
7	石工	3,645	24	橋りょう世話役	4,433	41	サッシ工	3,522
8	ブロック工	3,375	25	土木一般世話役	3,668	42	屋根ふき工	3,780
9	電工	3,353	26	高級船員	4,265	43	内装工	3,735
10	鉄筋工	3,410	27	普通船員	3,432	44	ガラス工	3,522
11	鉄骨工	3,297	28	潜水士	5,457	45	建具工	—
12	塗装工	3,848	29	潜水連絡員	3,938	46	ダクト工	3,185
13	溶接工	4,220	30	潜水送気員	3,792	47	保温工	3,083
14	運転手（特殊）	3,533	31	山林砂防工	3,578	48	建築ブロック工	—
15	運転手（一般）	3,027	32	軌道工	6,222	49	設備機械工	3,128
16	潜かん工	4,130	33	型わく工	3,522	50	交通誘導警備員A	2,240
17	潜かん世話役	4,928	34	大工	3,387	51	交通誘導警備員B	1,970

※ 公共工事設計労務単価が設定されなかった「建具工」及び「建築ブロック工」については、労働報酬下限額を設定せず、対象労働者から除外することとします。

※ 公共工事設計労務単価の基礎となる公共事業労務費調査において、対象外として取り扱われる以下の労働者については、51職種に分類せず、対象業務委託契約に適用する以下の労働報酬下限額と同額となります。

- ① 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者
- ② 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者

令和7年度労働報酬下限額（対象業務委託契約等）

労働報酬下限額：1,230円

令和8年度労働報酬下限額（対象工事請負契約）一覧

（単位：円）

No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	3,477	18	さく岩工	4,692	35	左官	3,690
2	普通作業員	3,015	19	トンネル特殊工	4,703	36	配管工	3,195
3	軽作業員	2,048	20	トンネル作業員	3,600	37	はつり工	3,500
4	造園工	3,027	21	トンネル世話役	4,805	38	防水工	3,915
5	法面工	3,567	22	橋りょう特殊工	4,085	39	板金工	3,927
6	とび工	3,725	23	橋りょう塗装工	4,095	40	タイル工	3,105
7	石工	3,702	24	橋りょう世話役	4,613	41	サッシ工	3,680
8	ブロック工	3,600	25	土木一般世話役	3,915	42	屋根ふき工	—
9	電工	3,545	26	高級船員	4,445	43	内装工	3,915
10	鉄筋工	3,555	27	普通船員	3,668	44	ガラス工	3,747
11	鉄骨工	3,342	28	潜水士	5,805	45	建具工	—
12	塗装工	4,085	29	潜水連絡員	4,163	46	ダクト工	3,263
13	溶接工	4,377	30	潜水送気員	3,882	47	保温工	3,207
14	運転手（特殊）	3,623	31	山林砂防工	3,635	48	建築ブロック工	—
15	運転手（一般）	3,060	32	軌道工	6,390	49	設備機械工	3,140
16	潜かん工	4,175	33	型わく工	3,680	50	交通誘導警備員A	2,273
17	潜かん世話役	4,985	34	大工	3,420	51	交通誘導警備員B	2,105

※ 公共工事設計労務単価が設定されなかった「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、労働報酬下限額を設定せず、対象労働者から除外することとします。

※ 公共工事設計労務単価の基礎となる公共事業労務費調査において、対象外として取り扱われる以下の労働者については、51職種に分類せず、対象業務委託契約に適用する以下の労働報酬下限額と同額となります。

- ① 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者
- ② 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者

令和8年度労働報酬下限額（対象業務委託契約等）

労働報酬下限額：1,310円